

随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎昇降機設備改修工事（超高層1 / 3期）

理由

本工事は、1、3、6、39～51,52階に停止する第4バンク乗用昇降機19号機～24号機計6基のうち、21号機及び24号機の計2基について巻上機、制御盤等の改修を行うものです。

本工事は、昇降路内の主要なレール、三方枠など、既設機器を活用しながら昇降機を改修することから、施工にあたっては、当該昇降機の内部構造を熟知している必要があり、また他の製造者では互換性が無く、昇降機の安全確保が図れないことから、当該昇降機の製造者である東芝エレベータ株式会社関西支社以外に施工することが出来ません。

以上の理由から、東芝エレベータ株式会社関西支社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。